

徳島県鳴門病院 連携医療機関・登録制度規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人徳島県鳴門病院（以下、「徳島県鳴門病院」という）と地域の医療機関が緊密な連携を保ち、それぞれが役割分担をしながら、患者に一貫性のある良質な医療を提供できる体制を確立するため、徳島県鳴門病院における連携医療機関・登録制度について定めたものである。

(登録、有効期間・更新、登録内容の変更、登録の辞退、登録の取消し)

第2条 連携医療機関の登録、有効期間・更新、登録内容の変更、登録辞退、登録の取消しについては次のとおりとする。

(1) 登録

徳島県鳴門病院の連携医療機関になることを希望する医療機関は、別紙様式1「徳島県鳴門病院 連携医療機関・登録申込書」及び「個人情報保護に関する誓約書」（別途）により、徳島県鳴門病院院長宛に申込みを行う。

徳島県鳴門病院は、審査の上、連携医療機関に「徳島県鳴門病院・連携医療機関証」（以下、「連携医療機関証」という）を交付するとともに、徳島県鳴門病院のホームページに医療機関名を掲載する。

(2) 有効期間・更新

登録の有効期間は、「連携医療機関証」交付日から1年間とし、以後、双方に異議がない場合は自動更新とする。

(3) 登録内容の変更

登録内容に変更が生じた場合は、別紙様式2「連携医療機関・内容変更届」を徳島県鳴門病院院長宛に提出する。

(4) 連携医療機関の登録辞退

連携医療機関を辞退するときは、別紙様式3「連携医療機関・辞退届」を徳島県鳴門病院宛に提出するとともに、連携医療機関証を返却するものとする。

(5) 連携医療機関の取り消し

徳島県鳴門病院院長は、連携医療機関に徳島県鳴門病院の諸規則に違反する行為があった場合、また、徳島県鳴門病院の連携医療機関として相応しくないと認められた場合は、徳島県鳴門病院の「患者サポートセンター会議」及び「管理者会議」に諮った上で、有効期間の満了を待たず、登録を取り消すことができる。

(徳島県鳴門病院の責務)

第3条 徳島県鳴門病院は、連携医療機関から紹介された患者（以下、「紹介患者」という）については、診療及び入院を迅速に行うよう努めるものとする。

2 徳島県鳴門病院は、紹介患者に関する診療情報について、診療後、遅滞なく連携医療

機関に報告するものとする。

3 徳島県鳴門病院は、容態が安定した紹介患者について、原則として連携医療機関に逆紹介するものとする。また、それ以外の患者についても、連携医療機関に紹介するよう努めるものとする。

(連携医療機関の責務)

第4条 連携医療機関は、連携医療機関から紹介された患者のためにできる限り徳島県鳴門病院に患者情報を提供するものとする。

2 連携医療機関は、紹介入院患者のため診療上必要と思われる事項について、徳島県鳴門病院の主治医および医療スタッフと意見を交換し、患者に最適な医療が行われるように努めなければならない。

3 連携医療機関は、徳島県鳴門病院において知り得た紹介患者およびその家族などに関する個人情報について、守秘義務を負うものとする。

(連携医療機関の権利)

第5条 連携医療機関は、紹介患者について、徳島県鳴門病院の主治医立ち会いのもと、次のことに関わることができる

(1) 面談

(2) 治療に関する情報交換、カンファレンスへの参加

(3) 手術や検査等への立ち会い(医師に限る)

(4) カルテ、検査結果、レントゲン写真、CT画像、MRI画像等の閲覧

2 連携医療機関は、徳島県鳴門病院で開催される地域医療連携の推進に関する研修会・講演会等に参加することができる。

(来院時の手続き等)

第6条 連携医療機関の医師、スタッフが来院する際の手続き等については、別に定める。

(報酬)

第7条 連携医療機関・登録制度の目的に鑑み報酬等は支給しない。

(規則の厳守)

第8条 連携医療機関は、徳島県鳴門病院での院内活動においては、徳島県鳴門病院の方針及び諸規則を厳守し、徳島県鳴門病院長の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第9条 連携医療機関は、故意又は過失により徳島県鳴門病院に損害を与えた場合は、その賠償の責任を負うものとする。

2 徳島県鳴門病院が、連携医療機関に故意又は過失により損害を与えた場合もまた同様とする。

付則

この規程は、令和2年11月1日より施行する